

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の 一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 労働者の就業環境を害する言動等の禁止

(労働施策総合推進法第30条の2関係)

- 1 何人も、労働者に対し、次に掲げる言動その他の職場における労働者の就業環境を害する言動をしてはならないものとする。こと。
 - ① 職場において行われる労働者の就業環境を害する優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
 - ② 職場において行われる労働者の就業環境を害する性的な言動又は妊娠、出産等に関する言動
 - ③ 職場において行われる労働者の就業環境を害する育児休業等に関する言動
- 2 何人も、職場における労働者の就業環境を害する言動に対する労働者の対応を理由として、当該労働者に対し、その労働条件につき不利益を与えてはならないこと。

第二 就業環境加害言動救済委員会 (労働施策総合推進法第30条の2の2関係)

- 1 就業環境加害言動救済委員会は、職場における労働者の就業環境を害する言動等に関して優れた識見を有する者をもって組織すること。
- 2 就業環境加害言動救済委員会は、中央就業環境加害言動救済委員会及び都道府県就業環境加害言動救済委員会とすること。
- 3 国家行政組織法第3条第2項の規定に基づいて、厚生労働大臣の所轄の下に、中央就業環境加害言動救済委員会を置くこと。
- 4 都道府県知事の所轄の下に、都道府県就業環境加害言動救済委員会を置くこと。
- 5 就業環境加害言動救済委員会は、第一に違反する事実があった旨の申立てを受けた場合の当該申立てに係る事件の審査(申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令(7において「救済命令等」という。)を含む。)をする権限を有すること。
- 6 就業環境加害言動救済委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、関係者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は委員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができること。
- 7 1から6までに定めるもののほか、就業環境加害言動救済委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員、救済命令等に違反した場合の罰則その他就業環境加害言動救済委員会に関し必要な事項については、別に法律で定めること。